

西陣織産業における在日朝鮮人の 同業者組合に関する考察 - 1945年~1959年を事例に -

安田 昌史*

I. 序章

本稿では1945年の日本の敗戦以降、京都の西陣織産業内に誕生した朝鮮人の同業者組合の結成過程やその活動を考察する。また朝鮮人の同業者組合と日本人の同業者組合との関係を論考し、戦後の西陣織産業において朝鮮人の同業者組合がどのようなものであったのを論考する。

日本の敗戦直後から日本各地で朝鮮人の同業者組合が多数誕生した。例えば1947年2月「朝鮮人愛知県土木建築請負業組合」が、「三一革命記念」を祝う広告を左派系の在日朝鮮人の機関紙『解放新聞』に掲載しており¹⁾、同年3月、神戸市長田区で「朝連兵庫県土木協同組合」が結成²⁾していることが確認できる。また翌年1948年5月、東京の皮革加工業を営む朝鮮人が「東京朝鮮皮革加工工業協同組合」³⁾を設立し、京都府においても同年12月に「京都朝鮮人菓子商工協同組合」⁴⁾が結成す

* 啓明大学校、日本学科の助教授。bld2079@gmail.com.

1) 『解放新聞』1947年2月25日「三一革命記念萬歳！朝鮮解放萬歳！」.

2) 『解放新聞』1947年3月25日「朝鮮人日本人 土木業者ニ告」.

3) 『解放新聞』1948年5月25日「高級皮革カバン 東京朝鮮皮革加工工業協同組合」.

4) 『解放新聞』1948年12月9日12日「京都朝鮮人菓子商工協同組合」.

る。このように『解放新聞』の紙面上では、敗戦からすぐに同業者組合を数多く結成しようとする朝鮮人の動きが見られた。

本稿ではこれらの同業者組合と同時期に西陣織産業内に存在した朝鮮人の同業者組合を中心に論考する。具体的には組合設立の動きが見られる1945年から組合の動きが落ち着く1959年にかけて、西陣織産業における朝鮮人の同業者組合の設立過程やその活動について論じる。また、これら同業者組合と在日朝鮮人との関係、また日本人の同業者組合や日本人社会との関係についても考察を行う。これら朝鮮人の同業者組合を研究することで、当時の時代背景や敗戦直後の日本社会に置かれた朝鮮人の状況を知ることが可能になると筆者は考える。本稿で扱う西陣織産業における朝鮮人の同業者組合とは、「朝鮮人西陣織物工業協同組合」(通称：「朝鮮人織物組合」と「朝鮮人第二西陣織物工業協同組合」(通称：「第二組合」)、「相互着尺織物協同組合」(通称：「相互着尺組合」)である。

ここでは京都の在日朝鮮人、とりわけ京都の繊維産業と在日朝鮮人に関連する先行研究の整理を行う。まず戦前の京都の在日朝鮮人についてまとめておく。1945年以前は「大日本帝国臣民」の一員として朝鮮人も社会政策の対象となっていたため、朝鮮人に関する統計資料は比較的豊富に残されている。これらの資料を用いた研究(河明生, 1996; 高野, 2009)により、1945年以前の京都における朝鮮人の経済社会的な状況が明らかにされてきた。先行研究では1910年の韓国併合以前より、多数の朝鮮人が留学生や労働者として西陣織を始めとした京都の繊維産業に従事していたことが説明されており、統計資料をもとに1930年代には西陣織産業において相当数の朝鮮人が経営者や労働者が存在していたことが論じられてきた。

続いて戦後の京都の繊維産業と在日朝鮮人に関する研究である。戦後の在日朝鮮人に関する公的な資料は、1945年以前ほど豊富ではなく統計の数値なども誤差が大きい。そのため京都の在日朝鮮人の労働や経済

活動に関する研究も、このような統計資料の制約のため、1945年以降に関する研究は1945年以前ほど多くはない。だが2000年代以降、実証的な研究(韓乗香, 2010; 李洙任, 2012)が発表され注目され始めている。

特に経営学の分野で韓乗香が、1945年以降に京都の在日朝鮮人の経営者や企業が、どのようにして京都の繊維産業に参入し成長してきたのかを論じ、その過程で民族コミュニティがどのように機能し、在日朝鮮人経営の企業に影響を与えたのか考察を行っている(韓乗香, 2010)。韓乗香は民族系金融機関を念頭に置きながら、在日朝鮮人の民族団体などの果たした役割は結果的には親睦維持の機能が中心であり、在日朝鮮人の企業や彼らが従事した産業の発展のためにコミュニティの経済力を集約する動きが認められなかったと指摘している(韓乗香, 2010: 102)。しかし韓乗香の研究では、西陣織産業に存在した朝鮮人の同業者組合について組合員数の推移が言及されているのみであり(韓乗香, 2010: 79-80)、同業者組合の結成過程や活動、また同業者組合が持ったコミュニティ機能などは論じられていない。

このように戦後の西陣織に従事した在日朝鮮人に関する研究は、部分的にはあるが行われており、その研究成果も出されている状況にはあるが、同時期に存在した在日朝鮮人の同業者組合に関して本格的に論じられたものはない。また戦後の西陣織産業における在日朝鮮人の生活や経済社会的状況、彼らの組織を知る資料として、当時の新聞資料や、同業者組合や関係者が作成した資料が参照されていないといことも、先行研究の問題の一つではないだろうか。

そこで本稿では、西陣織産業における在日朝鮮人を俯瞰するために、同産業内に存在した在日朝鮮人の同業者組合を考察する。この在日朝鮮人の同業者組合を中心にみることで、同業者組合が労働者らに与えた影響も研究することが可能になるのではないかと考える。本稿で西陣織産業での朝鮮人の同業者組合を論じるに当たり、可能な限り組合関係資料を参照する。それと同時に、当時の日本社会に置かれた在日朝鮮

人の状況を知るために、日本の新聞や在日朝鮮人が刊行した新聞を研究資料として使用する。また在日朝鮮人の観点や声を活かすために、在日朝鮮人が作成した資料や彼らへの聞き取り調査で得られた語りなども、本稿で同業者組合を論じるための重要な資料として用いる。

まず同業者組合が作成した資料について紹介しておく。まず本稿で論じる朝鮮人の同業者組合の上部組織に当たる「西陣織物工業組合」⁵⁾作成の『西陣年鑑』(西陣織物工業組合 1959~2013)と、『組合史 西陣織物工業組合二十年の歩み (昭和二十六年~昭和四十六年)』(西陣織物工業組合 1972)が存在する。『西陣年鑑』では1959年から2013年までおおよそ3年ごとに、西陣織物工業組合加盟者の情報が整理し掲載されている。また1972年に同組合誕生20周年を記念し『組合史 西陣織物工業組合二十年の歩み (昭和二十六年~昭和四十六年)』が作成されている。本稿では西陣織産業の大まかな動向とそれに朝鮮人の同業者組合がどのような対応をしたのかを知るために、これら西陣織物工業組合作成の資料を参照した。

朝鮮人の同業者組合が残した資料も存在する。1947年に作成された京都府庁文書の簿冊『商工組合』『商工協同組合設立認可に就て』中に、「朝鮮人西陣織物工業協同組合定款」が集録されている。本稿では、この朝鮮人の組合がどのように公的に京都府に公的に設立の申請を行ったのかを知る資料として用いる。

当時の日本社会に置かれた在日朝鮮人の状況を知るために、日本の新聞や在日朝鮮人が刊行した新聞を研究資料として使用する。本稿では現在でも京都の地域新聞である『京都新聞』と、当時の朝鮮人が刊行した『解放新聞』を参照することで、当時の京都の在日朝鮮人の生活を考察するとともに、京都市の主要産業であった西陣織産業の動向を知る

5) この組合は現在のホームページでは「西陣織工業組合」の名称を使っているが、組合に関する資料の中では「西陣織物工業組合」と「西陣織工業組合」の両方が散見される。本稿ではこの組合の名称を「西陣織物工業組合」と表記する。

資料としても新聞資料を用いる。筆者が1945年8月から1959年12月までの『京都新聞』と『解放新聞』の朝鮮人関連記事、及び西陣織産業関連の記事を収集したものを、本研究の資料として使用する。

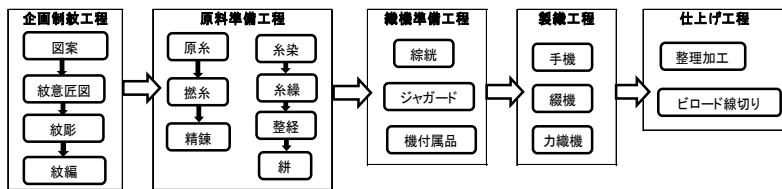
また在日朝鮮人が作成した独自の資料として関係者作成資料を利用する。具体的には、朝鮮人織物組合の初代理事長の息子である金泰成氏作成の資料『同志社とコリアとの交流 - 戦前を中心に -』(同朋社2014)、また朝鮮人織物組合の初代理事の一人で相互着尺組合の理事も務めたC1氏の孫C3の卒業論文『時代の先駆者 C1氏の歩み』(大阪学院大学卒業論文 1987)、及び朝鮮人織物組合・相互着尺組合の組合員O1氏の孫O3が作成した「西陣織物と在日韓国・朝鮮人」『西陣着物産業と着物文化』(同志社大学文学部社会学科社会学専攻 1998)などを、本稿で在日朝鮮人側の資料として用いる。同時に関係者への聞き取り調査で得られた語りなども、当時の在日朝鮮人側の動向を知る資料として使用する。具体的には先述した金泰成氏、や2015年の聞き取り調査当時、朝鮮人織物組合の理事長であったKY氏や、西陣織産業に詳しい在日朝鮮人経営者のLK氏などである。

本稿では以上の組合資料や行政資料、新聞記事や在日朝鮮人が作成した資料、また聞き取り調査などを用いて、西陣織産業における朝鮮人の同業者組合を考察する。

Ⅱ. 戦前の西陣織産業と在日朝鮮人

京都には5世紀頃から織物の技術があつたと考えられるが、15世紀の応仁の乱で山名宗全ら西軍が本陣を張った地域で織物が生産されており、その地になんで「西陣織」と呼ばれるようになったという。そして江戸時代に町人文化が台頭すると西陣織は京都の富裕町人の支持を受け、さらに発展する。

明治期に入り京都府は政府の殖産興業政策を背景として、従来から存在した産業を近代化させる方策をとった。その産業の代表として織物を生産する西陣織が採用された。西陣織産業では、1872年にフランスからジャガード織機の導入によって、織工程の機械化がなされた。同時に各生産工程の分業化〈図1〉により製品の大量生産が可能になった。



〈図1〉西陣織製品生産の工程

大正から昭和初期にかけて高級絹織物の大衆化が進み、西陣織産業でも手織技術の高度化や図案の洗練が行われた。第二次世界大戦中、高級贅沢工芸品を生産する西陣織産業は休機や休業により壊滅的な打撃を受け、1945年の敗戦当時は少数の製造業者が細々と生産を続ける状況であった。だが1950年代後半からの高度経済成長期、生活の安定や消費水準の向上や高級着物製品の需要増大により、西陣織産業は復活する(西陣織物工業組合, 1972: 21-22)。

1960年代まで同産業は活況を呈するが、同時期に日本の服装文化に変化が起り着物に対する需要は相対的に低くなる。さらに1973年、第一次石油危機により生産に必要な原材料価格が高騰し、続くバブル経済の崩壊や消費不況により、西陣織産業の生産量は急激に減少する。西陣織産業の出荷額は、ピーク時の1983年と比べ2000年は18.7%にまで減少している(京都市伝統産業活性化検討委員会, 2005: 9)。

ここからは1945年以前の西陣織と朝鮮人との関係について整理しておく。西陣織と朝鮮人との関係の中で最古の事例は、1908年の新聞記事から確認できる。高野昭雄によれば、西陣織に携わった朝鮮人の最初期の事例としては、染織学校で学ぶ朝鮮人学生であるという。『大阪朝日

新聞京都附録』の記事では「染織学校在学者計八名(清国人二、韓国人六)」⁶⁾とあり、韓国併合の直前である1908年、朝鮮人が染織学校で留学する学生として初めて登場する。これが現在のところ確認可能な、西陣織に関わる最も早い朝鮮人であると考えられている(高野, 2012: 74-75)。

また1910年8月29日の韓国併合から4日後の『大阪朝日新聞京都附録』では、「京都在住の朝鮮人」というタイトルで「朝鮮人の京都在住するもの… (中略)…上長者町署部内には織屋の雇人三名あり、十名の学生等は染織学校、清和中学、同志社等の普通中学程度に学ぶ者」⁷⁾と記録されている。この記事より、韓国併合以前から織屋の雇人として3人の朝鮮人が就労していたことを確認することができる(高野, 2012: 74-75)。このように1910年の韓国併合の前後より、留学生として西陣織に携わる朝鮮人が存在した。

1914年から1918年までの第一次世界大戦の好況を期に、工場労働者が増加し、人口の都市集中が起こった。労働者不足は深刻で、この頃から日本の工場で働く朝鮮人が増え始める。新聞上でも、「近頃内地各工場の男女工の不足は依然たるもので…(中略)…昨今は朝鮮人の職工労働者の輸入が盛んに行はれるようになって来た」⁸⁾とし、日本人の労働力不足を補うために朝鮮人が工場労働力として用いられている様子を描写されている。

1920年の『国勢調査』によれば、京都市在住朝鮮人713人中、繊維産業従事者が393人(55%)であり、そのうち224人が男性であった(内閣府統計局, 1923: 193-195)。さらに1922年には朝鮮人の増加を踏まえて、「三千の^(ママ)鮮人労働者 失業から悪化 警察側では重大視」⁹⁾という見出しの記事

6) 『大阪朝日新聞京都附録』1908年8月6日付「清韓留学生と成績」。

7) 『大阪朝日新聞京都附録』1910年9月1日付「京都在住の朝鮮人」。

8) 『大阪朝日新聞本社版』1917年6月5日付「流れ込む朝鮮労働者 内地工業界の新しい現象 朝鮮女は以ての他の好評」。

9) 『大阪朝日新聞京都附録』1922年4年3月付「三千の鮮人労働者 失業から悪化 警察側では重大視」。

が登場する。このように警察が朝鮮人の京都市内での増加と彼らの失業を憂慮していたことが分かる。

こうした朝鮮人の増加の背景には、故郷朝鮮の困窮化の問題が大きかった。1935年実施の調査であるが、当時京都市内の朝鮮人労働従事者 8,154人中「内地」に渡航した理由は朝鮮での生活困難 34.1%、求職出稼ぎ31.2%、金儲け14.1%となり、経済的理由で渡日した者が実に約8割にもなっていた(京都市社会課 1937: 1147-1148)。こうした故郷朝鮮での生活の困窮化という問題の中で、渡日し京都に流入する朝鮮人が多かったと推測できる。

西陣織を始めとした京都の染織産業での朝鮮人の増加を、行政当局はどのように考えていたのだろうか。以下は京都市社会課による『市内在住朝鮮出身者に関する調査』の記述である。

斯かる現象は本市に於ける染織工業の規模が何れも極めて小さく、従つて最も低廉なる労働力としてのみ他の代行業と対抗し得而も朝鮮出身者同胞労働は斯かる業者の希望を実現するものとして歓迎され出したといふべきである…本市に於ける特殊産業としての中小染織業者一労働力の低廉性に依存してのみ大工業の間に介在し得る一近年著しくこれら朝鮮出身同胞労働を需要するに至つた(京都市社会課 1937: 1184-1215)

上記の通り京都市社会課は、まず京都の染織産業の各工場の規模が零細であり、そこに携わる労働力も低賃金なものが経営者によって求められていることを言及している。この経営者らの要求を実現できる労働力として、朝鮮人が需要されていることを指摘している。このように朝鮮人が染織産業全体で、あくまで「低賃金労働力」として重宝されていた様子を知ることができる。

Ⅲ. 朝鮮人の同業者組合の結成

ここからは戦後の西陣織産業における在日朝鮮人と、朝鮮人の同業者組合について論じていく。

1. 朝鮮人西陣織物工業協同組合(朝鮮人織物組合)

1945年後の西陣織産業界で朝鮮人の同業者組合の中でも、最も早く誕生した組合として、朝鮮人西陣織物工業協同組合(朝鮮人織物組合)がある。この朝鮮人織物組合の初代組合長をかつて務めた金日秀氏の長男金泰成氏作成の資料は、結成の年度から日付まで非常に詳細に記録しているので、ここで引用する。

1945年10月15日「在日本朝鮮人連盟」が結成。同日京都においても、円山音楽堂で「朝連京都府本部」の結成記念大会が行われた…(中略)…朝連京都府本部が体制を整えたのに引き続いて、1946年1月17日、「朝連京都府本部西陣支部」が結成され、特に「社会部」を設置した。

そして翌2月17日には、社会部を母体にして「朝鮮人織物研究準備委員会」を設け、更に三月には、これを「朝鮮人西陣織物工業組合」と名称を変えて組合の設立を決議した。そして、4月20日に「朝鮮人西陣織物工業協同組合」を正式に設立したのである。

当初は、朝連西陣支部内を組合事務所としたが、その後いち早く、京都市上京区笹屋町通浄福寺西入に土地・建物を購入して、組合としての本格的な事務所を構えたのであった。しかも、これは戦後の西陣業界で、本格的な活動を始めた最初の組合であったのである(金泰成, 2014: 187)。

この金泰成氏の記録より、1945年から1946年にかけて、同業者組合設立の動きが在日本朝鮮人連盟京都府本部の傘下で見られ、1946年に朝鮮人織物組合が結成したと考えられる。当初は朝連西陣支部を組合事

務所にしていたが、その後、西陣の桃菌学区の笹屋町通浄福寺西入に独立した土地と建物を持つようになったことが、ここでは描かれている。

では、この朝鮮人織物組合はいかなる目的をもって結成されたのであろうか。朝鮮人織物組合は1947年5月5日、「朝鮮人西陣織物工業協同組合定款」¹⁰⁾ という名目で、初年度の事業計画についての議案を京都府商工課に提出している。定款では、まず「購入販売の斡旋並注文引受に関する議案」として「原糸購入の斡旋」があり、「組合員に割当られたる原糸全般に対しては之を一括購入し輸送運搬の確実性と入手方法の適法及材資の選擇を得この併て諸経費の軽減を斗る」と説明されている。これは敗戦直後の統制経済下で、合法的に生糸を受け取るために斡旋しようとしたものではないかと考えられる。続いて「繊維製品の販売の斡旋」として、「本組合員の製造に依る織物は法令の規定する處に従ひ共同納入販売或は一時的保貨に依り正常の販売経路を診すさしむ」と説明されている。これは先の統制経済と同じく、西陣織製品が過度に生産されるのを防ぐ、いわば「ヤミ」製品製造の統制であった可能性がある。

また朝鮮人織物組合の事業計画の「生活設備の購入斡旋」と「注文の引受」が述べられている。ここでは原材料となる原糸購入、製品の管理、設備の購入の補助、受注の共同化などを目的としたと伺い知れる。そして「加工共同化事業」として「撚糸の共同加工」や「糸染の共同加工」、「整理の共同化」などが事業計画として挙げられており、糸の加工業者である撚糸業者や糸染め業者、また最終加工をする整理業者など他工程の業者を介さない、朝鮮人の織物業者だけの製造ラインの構築を目指していたと考えることできる。

だがこの「朝鮮人西陣織物工業協同組合定款」は、京都府に「商工組合」として設立を申請するための行政上の便宜的な資料であり、これが

10) 簿冊名『商工組合』9の2、京都府商工課作成、簿冊番号(昭22-0015-010)、「商工協同組合設立認可に就て」、1947年4月26日、京都市上京区紫野上柏野元西町 柏野国民学校にて参加者237名で「朝鮮人西陣織物工業協同組合創立總會」を行った。

朝鮮人織物組合の朝鮮人の組織としての主体的な設立理由として考えるのは早急である。朝鮮人織物組合設立の背景の一つとして、西陣織産業における「ヤミ」製品の製造と朝鮮人に関する議論について、先述した初代組合長の金日秀氏、長男金泰成氏は、日本人であれば合法的に原糸の供給を受けることができたが、朝鮮人はそれが許されなかったとし、朝鮮人が合法的に原糸の供給を受けるために朝鮮人織物組合が設立されたと語っている¹¹⁾。

現段階において、金泰成氏が語るような朝鮮人のみを対象とした原糸の供給制限なるものが存在したかどうかは不明であるが、少なくとも食料配給に関して戦後日本で在留資格のある朝鮮人であれば、日本人と同じカロリー量の配給を受けていたようである(金太基, 1997: 189-194)。同時に戦中から敗戦後も、日本人も朝鮮人も生活手段として「ヤミ」商売をする者が多かった。経済安定を図るため日本の警察は「ヤミ」の取り締まりを行うが、日本人の場合は日本の警察の取り締まりに応じて、「解放人民」である朝鮮人は日本の警察の権限を認めず、それに反抗する場合があった(金太基, 1997: 205-207)。1946年4月まで日本政府はこうした朝鮮人の「ヤミ」商売やその取り締まりに関して、その見解を公にすることができなかった(金太基, 1997: 234)。

そのため連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)より1946年4月30日付覚書「朝鮮人の不法行為」(SCAPIN 1111/A)が出され、日本の警察が朝鮮人を取り締まる完全な権限をもつことが明記された(金太基, 1997: 232-234)。この覚書により、列車や「ヤミ市」における朝鮮人の不法行為に対し、日本の警察が取り締まる権限が付与されることになった。また、GHQ自身も朝鮮人の「ヤミ」商売の取り締まりにも積極的に協力するようになった(金太基, 1997: 234)。このような過程で朝鮮人の「ヤミ」商売についても、1946年4月以降、より強力な取り締まりが行われたことが予想される。

11) 金泰成氏への聞き取り(2016年5月13日、同志社大学にて実施)。

また敗戦直後から1947年にかけて、朝鮮人の「密入国」取り締まりに際し日本の警察官が朝鮮人を射殺するという事件が連続して発生していた。鄭榮桓はこれを警察側の「過剰反応」であり、「明らかな警官による不法行為」であったと指摘している(鄭榮桓, 2013: 69-71)。西陣織産業でも朝鮮人に対する「ヤミ」や商行為の取り締まりにおいて、「射殺」までではないが、日本の警察による「過剰反応」とも考えられる、行き過ぎた取り締まりが存在したのではないかと考えられる。こうした朝鮮人のみへの行き過ぎた取り締まりを目の当たりにした朝鮮人が、「日本人とは取り締まりが違う」という不平等感を抱いたかもしれない。そのため、在日朝鮮人が敗戦直後の状況について、「日本人業者であれば受けることができた原糸の供給を、朝鮮人は受けることができなかった」と記憶したのではないだろうか。

いずれにしても、西陣織産業で原糸供給等に関して朝鮮人と日本人で不平等な待遇が存在したかは不明であるが、この朝鮮人織物組合は日本の敗戦直後に誕生した在日本朝鮮人連盟(朝連)と深い関係のある同業者組合であった。ところが1949年9月8日、朝連はGHQにより団体等規正令の「暴力主義的団体」として解散を命じられる(鄭榮桓, 2013: 274-275)。以降、朝鮮人織物組合は1951年1月から「在日朝鮮統一民主戦線」の関連組織に、1955年5月からは「在日本朝鮮人総联合会(朝鮮総連)」の関連組織へと引き継がれたと考えられる。

また後述する西陣織物工業組合傘下の組合員名簿『西陣年鑑』では、加盟者は朝鮮名と日本名とが併記されている。このことから組合員が「朝鮮人である」ということを、西陣織産業界内で全面的に出していくという性格を有していたと推測できる。

2. 他の朝鮮人の同業者組合

同時期に朝鮮人織物組合と共に存在していたと思われる朝鮮人の同

業者組合について整理しておく。まず先述の朝鮮人織物組合結成の翌年の1947年10月の『京都新聞』に、朝鮮人第二西陣織物工業協同組合(第二組合)が、柏野小学校の講堂で組合の創立総会を行う旨の広告が出されている¹²⁾。この広告から西陣織工場が集中した地域に位置する柏野小学校で、第二組合の創立の行事が行われたことが分かる。この第二組合が結成された経緯には、諸説が存在する。先述した金泰成氏は、戦前から西陣織をしていた朝鮮人業者は朝鮮人織物組合に、戦後から参入した朝鮮人業者は第二組合に属するものと捉えていた¹³⁾。

他方、第二組合に関して異なる見解を示す関係者もいる。現在の朝鮮人織物組合会長KY氏は、敗戦直後の西陣織産業に在日朝鮮人の経営者や、賃織を営む朝鮮人が増える中で、一般的な事務を効率的に行うために第二組合が誕生したのではないかと語る¹⁴⁾。また現在でも西陣織産業の経営者であるLK氏は、朝鮮人織物組合内でのイデオロギー対立か、あるいは帯製品を生産する「帯」業者と、一般的な着物生地を生産する「着尺」業者とで朝鮮人織物組合が分裂し、第二組合が誕生したのではないかという¹⁵⁾。KY氏、LK氏の両者とも、戦前から西陣織産業に従事していた朝鮮人業者が朝鮮人織物組合に、戦後に同産業に参入した朝鮮人業者が第二組合に加盟したとは考えにくいと話す。

上記のように、戦後に参入した朝鮮人業者が加盟するのが第二組合と考える者がいれば、朝鮮人業者の増加により第二組合が誕生したと語る者もいる。またイデオロギーの対立や、帯と着尺の違いで分かれたのではないかと考える者もいる。このように第二組合が結成した経緯は、未だはつきりと分かっていない。1950年の『京都新聞』では、第二組合の「理事長」として金濟洪氏が記載されているが¹⁶⁾、1962年に発行された『西

12) 『京都新聞』1947年10月20日付「朝鮮人第二西陣織物工業協同組合創立総会開催」。

13) 金泰成氏への聞き取り(2015年4月10日、同志社大学にて実施)。

14) KY氏への聞き取り(2015年11月23日、京都市 KY氏自宅にて実施)。

15) LK氏への聞き取り(2015年11月23日、京都市 KY氏自宅にて実施)。

『陣年鑑』では朝鮮人織物組合の理事になっていたこと(西陣織物工業組合, 1962: 295) を考慮すると、この第二組合は最終的には朝鮮人織物組合に統合されたと考えるのが妥当であるだろう。

また第二組合が朝鮮人織物組合に統合された時期については、1953年3月結成の『西陣機業労働基準法推進本部委員会』に、「朝鮮人西陣織物工業協同組合」と同時に「朝鮮人第二西陣織物工業組合」が参加していた(西陣織物工業組合, 1972: 98-99)。が、後述する1957年の組合の一本化問題の時には、既に第二組合は存在していないことを見ると、1953年から1957年の間に第二組合が朝鮮人織物組合に統合されたと考えていいだろう。

先述した朝鮮人織物組合は、朝鮮人連盟や朝鮮総連と関係があった朝鮮人の同業者組合であった。同様に在日大韓民国居留民団(民団) と関係があった朝鮮人の同業者組合として、相互着尺織物協同組合(相互着尺組合) が存在した。相互着尺組合の場合、いつ結成されたのかが、はっきりと分からない。先行研究で韓載香も「韓国系と思われる相互着尺織物協同組合は、結成年度は定かではないが」というように、相互着尺組合の結成年度は不明としている(韓載香, 2010: 80)。相互着尺組合の結成年と経緯について、C3氏卒業論文とO3氏報告書で触れられている。C3の卒業論文では「朝鮮半島分裂の最中、彼(C1氏) は反共主義の在日朝鮮人の織物業者を集め、1950年10月相互織物協同組合を作り、理事となる」と1950年10月に相互着尺組合が設立されたという(C3, 1987: 33-34)。またO3氏の報告書では以下のように記録されている。

朝鮮戦争後、南北の対立が激しくなっており、この組合は共産主義系在日朝鮮人たちの組合となった。このため1954年、韓国系の在日の人々によって、京都商銀が設立された。その後、本国の南北対立が深まる中で朝鮮人織物工業協同組合もふたつに分裂し、韓国籍の人たちによって相互

16) 『京都新聞』1950年7月12日付「いまこそ法を理解 西陣機業の一角に新しい息吹き」。

着尺織物組合が設立された(O3, 1998: 29)。

このようにO3氏の記録では、1954年以降に相互着尺組合が誕生したかのように記述されている。この相互着尺組合の結成年に関して、C3氏卒論では1950年、O3氏報告書では1954年以降と食い違う。しかし共通していることとしては、この組合結成の経緯についてである。日本の敗戦直後から朝連の傘下に結成された朝鮮人織物組合であったが、1950年6月の朝鮮戦争勃発を受けて、朝鮮人織物組合内で思想的な何かしらの問題や、政治的対立が発生したと考えられる。C3氏の卒論とO3氏の報告書からだけでは、この組合がいつ結成したのかは断定できないが、朝鮮人織物組合を脱退した在日朝鮮人が中心となって結成した組合が、相互着尺組合であると考えられる。

『西陣年鑑』では、先述の朝鮮人織物組合の頁では経営者名は朝鮮名と通名で掲載されているが、この相互着尺組合は一貫して日本名で掲載されている。このことから朝鮮人織物組合では組合名が指し示す通り、組合加盟者に朝鮮人として経営することを奨励するのに対し、相互着尺組合は一見すると朝鮮人とは無関係の同業者組合に見えるように、加盟者に対しても日本名で経営することを許容していたのではないかと考えられる。このように西陣織産業内で二つの同業者組合がとった生存戦略には、明確な差が存在していたと言える。

IV. 朝鮮人に対する偏見と朝鮮人の同業者組合の活動

では西陣織産業において朝鮮人の同業者組合は、どのような活動を行ったのであろうか。ここでは当時の同産業におかれた朝鮮人の状況を整理するとともに、それらを受けて、朝鮮人の同業者組合がとった動きを見ていく。

1. 「ヤミビロード業者」、 「第三人」という偏見

2008年出版の『在日一世の記憶』では、ある朝鮮人労働者の事例として、西陣織職工であった玄順任氏が戦後に西陣織産業で求職したとき、日本人の持つ朝鮮人への偏見を体験したというエピソードが紹介されている。彼女が賃織り募集の張り紙を見て、ある西陣織工場を訪ねたとき、工場主より「良い人が来てくれた。チョーセン(マ マ)が来たらどうしようとき、工場主より「良い人が来てくれた」という言葉を受けたという(成大盛, 2008: 401)。このエピソードに描かれるように、西陣織産業でも一部の日本人との関係の中で、在日朝鮮人に対する偏見や日常的差別が存在していた。同様に新聞紙面上にも、朝鮮人に対する偏見は存在していた。以下は1947年8月、『京都新聞』に掲載された日本人の西陣織産業経営者の投稿である。

西陣の織物は貿易が再開されれば重要な輸出品として、国家再建に当然重大な役割を果さねばならないにもかかわらず、西陣の織物業者はヤミのビロードを多く生産していることが指摘されている…(中略)…また西陣のヤミビロードはその八十%までが(マ マ)第三人によつて経営されているものであることが調査によつて明らかにされたことを報告しておきます¹⁷⁾

これらの記事から、西陣織産業界における「ヤミビロード業者=第三人」、つまり、この文脈では生産統制を無視してビロード¹⁸⁾を製造するのは朝鮮人だという偏見が存在していた。水野直樹によれば、「第三人」という言葉は1945年末より日本の新聞社や官僚によって使い広め

17) 『京都新聞』1947年8月13日付「西陣賃織業の立場」。

18) 西陣織と同じ織物製品の一種である。高野によれば戦前、西陣織より比較的習得が容易とされる織物であるビロード織を習得した後、本格的に西陣織産業へと参入する朝鮮人も多かったという(高野, 2014: 83)。

られたものであり、「第三人」に該当する朝鮮人や台湾人は凶悪な犯罪者を指すもので、日本社会の秩序と安全を脅かす恐怖のイメージを広めるために使われたという。また「第三人」という言葉の起源と流布の背景には、朝鮮人や台湾人が闇市の中心となり、日本人以上に旺盛な生活力を見せていたという歴史イメージが存在した(水野, 2000: 21)。

西陣織産業界でも、日本の敗戦直後の生産統制を無視して「ヤミ」のビロード製品を製造する朝鮮人という否定的なイメージが蔓延していたと考えられる。この記事から4日後、「^(マ)第三人に謝罪す」という見出しで、投稿者によって「調査もせず根拠のないことを投稿した^(マ)第三人諸氏に多大なご迷惑をかけたこと誠に相済みぬ、ここに謝罪致します」という謝罪記事が掲載された¹⁹⁾。「ヤミビロード業者＝^(マ)第三人」という根拠のない偏見が広まったこの時期、この偏見に対する朝鮮人側からの抗議があったからこそ、謝罪記事が掲載されたと考えられるが、この一連の動きに朝鮮人の同業者組合がどのように関与していたのかは不明である。

だが1950年代に入っても、朝鮮人業者に対する「^(マ)第三人」という否定的なイメージが存在していた。1952年の『京都新聞』記事であるが、前半部分は「西陣着尺業界では従来他産業との競争上に不利益をもたらしている製品価格の値崩れ現象が一部悪質な^(マ)第三人の不当操業によるもの」であるとして、日本人業者がこの実情を直接国会やその他関係局に訴え、その施策を要望しようという内容である。後半部では^(マ)第三人が西陣織産業に就労するようになった経緯に関する日本人側の認識と、当時の西陣織産業界の状況について説明がされている。

陳情書によると同地区における^(マ)第三人は終戦直後の混乱時にまぎれて

19) 『京都新聞』1947年8月17日付「^(マ)第三人に謝罪す」。

ぼつ興、その後法規を無視して不当な営業を続け、業者数百数十軒に達し西陣製品の相場を左右する段階にまで進出、今後も逐次拡大化する気配が強いのに対し一般日本人業者は漸時没落の一途をたどっている。この原因はこれら^(マ)第三人に対する徴税方法、労働法規の適用にかなりの差別があるため、現に^(マ)第三人の納税額日本人業者と比較すると五割から三割程少く、しかもこれら業者の脱税行為は漸次露骨化し今後そのまま放置するなら日本人業者の死活問題に直結すると指摘、税負担の公平を期する為調査と是正方を要望する²⁰⁾。

この新聞記事上では、まず「^(マ)第三人」が敗戦直後の混乱時に西陣織産業に参入したと誤認されている。続いて「徴税方法、労働法規の適用にかなりの差別がある」という根拠をもとにして、「^(マ)第三人」に対する特別待遇があるのではないかという主張が展開されている。「ヤミ」製品製造には直接的に言及されていないが、「^(マ)第三人」が日本の法律を無視した不当な営業を続けているとしている。また彼らの「脱税行為」が増加傾向にあることを告発する内容であるが、それら違法行為の根拠はここでも示されておらず、やはりこの新聞記事も日本人業者が朝鮮人業者に持った悪意や偏見を物語るものに他ならない。

しかしながら同時に記事からは、1950年代初め日本人を凌駕するほどの朝鮮人業者が西陣織産業界に増加し、西陣織製品の相場を左右するまでの影響力を持っていたことが分かる。この新聞記事が報じた陳情は、数としても急増し、業界全体でも影響力を持ち始めた朝鮮人業者を、「驚異」と感じた日本人業者によるものであつたと考えられる。このように西陣織産業において朝鮮人を取り巻く状況は、先述した「ヤミ」製

20) 『京都新聞』1952年11月17日付「^(マ)第三人操業に脅威 西陣着尺業界 値崩れで施策を陳情」。

品の問題や、「第三国人^(ママ)」という扱い、労働法規や税法を順守しないという告発など、幾多の根拠ない偏った認識や否定的イメージが混在していた。

2. 地位向上のための活動

このように西陣織産業における在日朝鮮人を取り巻く状況は、「ヤミ」製品の問題や、「第三国人^(ママ)」などのようにネガティブなイメージが存在し、決して良好なものではなかった。これら在日朝鮮人の状況を解消すべく、朝鮮人織物組合は積極的に日本社会に貢献しようとし、その姿勢が『京都新聞』で取り上げられていた。一例を挙げると、1946年12月21日、紀伊半島沖で南海地震が発生し、和歌山県や徳島県を中心に甚大な被害をもたらした。この地震の被害に朝鮮人織物組合は5,256円の義援金を、京都府援護課を通じ寄付している。この額は他の個人や団体よりも突出して多く、『京都新聞』のでも「朝鮮人団体からの寄付が目立っている」と取り上げられるほどであった²¹⁾。また1947年9月15日に起こったカスリーン台風の水害被害に対する義援金を、朝鮮人織物組合が日本人の組合より先んじて送っている²²⁾。

同様に西陣織産業界での節電活動にも、積極的に乗り出した。1950年12月の新聞記事では朝鮮人織物組合が「当面の電力不足を自らの手で克服しようと研究していたが、業者一同ムダを排する気持ちになるのが先決だと、府の協力のもとに十三日から組合員の機織機械に「節電に協力しましょう」「ものを大切にしましょう」とのビラをはり具体的運動に入つた」と描かれている。朝鮮人織物組合は節電のビラを織機に貼り、この活動に京都府は「大賛成」で、今後は原料などの節約や他組合にもこの節約活動を広げようという内容である²³⁾。後述するが前年1949年に

21) 『京都新聞』1947年1月9日付「朝鮮人、引揚者が殆ど 震災地に義金続く」。

22) 『京都新聞』1947年9月17日付「トッパー万圓」。

朝鮮人連盟が解散し、1950年には朝鮮戦争の勃発などで、同年12月当時、朝鮮人織物組合は混乱状態であつたのではないだろうか。そのような状況の中で、朝鮮人織物組合は京都の地域社会との良好な関係を模索していたと考えられる。

以上のように朝鮮人織物組合は、結成直後の1947年から自然災害の義援金を率先して義援金を送ったほか、1950年の電力供給が不安定な状況での節電活動にも、日本人の組織よりも早く動くなど、日本人社会に協力的な姿勢を見せた。こうした朝鮮人織物組合がとった協調姿勢について、現在の朝鮮人織物組合の組合長のKY氏は他の日本人業者から文句を言われぬように、災害への義援金を送るなどして日本人社会に対して協調姿勢を見せたのではないかと語る²⁴⁾。

現在となつては、当時どういう考えで朝鮮人織物組合が日本人社会へ協調姿勢を見せていたのか、分からない。だが西陣織産業での朝鮮人の状況は「^(外国人)第三国人」などのように否定的イメージが存在し、決して良好なものではなかつたことは説明した通りであるが、そうした状況を打破すべく、日本人社会へ協力することによって朝鮮人の地位を向上させる意味もあつたのではないだろうか。またKY氏も語るように、朝鮮人織物組合がとった協調姿勢は、朝鮮人の活動に日本人の業者や問屋が干渉できないようにするための、いわば西陣織産業界での生存のための一つの戦略だつたのかもしれない。

3. 京都市長への直談判

また朝鮮人織物組合の活動としては、朝鮮人を代表して当時の京都市長と直接交渉も行った。1949年9月8日、当時日本を統治していた連

23) 『京都新聞』1950年12月14日付「ムダ排し電力不足乗切り 上京 朝鮮人西陣織物協組が率先起つ」.

24) KY氏への聞き取り(2015年11月23日、京都市 KY氏自宅にて実施).

合軍最高司令官総司令部(GHQ) は在日本朝鮮人連盟(朝連) を「暴力主義的団体」として団体等規制令第二条第一項第一号(占領軍に反する行為) と第七号(暴力主義的方法の是認・正当化) にもとづき、朝連に解散を命じ、朝連の資産を没収した(鄭榮桓, 2013: 274-275)。朝鮮人の日本での生活を保障するために結成した朝連が解散することになり、朝鮮人の生活は大きく混乱することになった。当時、朝連の解散を受けて、傘下で活動を行っていた朝鮮人織物組合もその影響を受けたであろう。

他方1950年2月8日、京都市長選挙によって高山義三²⁵⁾が当選し、京都市において革新市政が誕生した。朝鮮人連盟の解散によって全国的に朝鮮人の生活が急速に悪化する一方で、京都市に革新市政が誕生するという明るい兆しが生まれた状況に、京都の朝鮮人は一つの希望を見出したのかもしれない。1950年3月、朝鮮人織物組合は西陣織産業の不況対策、朝鮮人への不平等な取扱をめぐって、当時の京都市長高山義三に直談判を行った。以下が、左派系の朝鮮人が発刊していた『解放新聞』の記事である。

京都西陣にいる同胞織物業者らが、今危機に処しているということは、既に報道したことがあるが、最近には生活が日毎に窮迫していつており、去る十八日、裴寛植氏他二十名が、この度新しく選出された京都市長高山(社会党出身) 氏を訪問し、約二時間かけて会談をしたのだが、市長はまず「私達の生活を確保するためには、吉田内閣を打倒しなければなりません。私も皆さんと共に戦います」と語った後、同胞代表の質問に、おおよそ次のように答弁した。

[問] 西陣織物を活かす対策は？

[答] 市長出馬するときから郷土産業である西陣織物と東山陶磁器を助けるつもりだった。実情調査と共に市の予算を再編成する。

25) 高山義三は戦前より弁護士として思想犯の弁護で活躍した人物であり、戦後は民主戦線を唱えて地域政党の京都民主党を結成した。1950年に全京都民主戦線統一会議(民統) の推薦を受けて、第18代京都市長に当選した(高山, 1971: 156-267)。

[問] 失業対策は

[答] 早く対策を立てる。

[問] 朝鮮人問題は?

[答] よく理解している。京都でだけは、市民としての権利を保障する²⁶⁾。

1950年3月4日の記事では朝鮮人の西陣織産業の経営者らが、革新系の京都市長に選出された高山義三に面談し、朝鮮人の窮状を市長に陳情したことが報道されている。朝鮮人の陳情を受けて高山義三も朝鮮人と共闘し、吉田茂内閣を打倒すると約束し、また京都市では朝鮮人を「市民としての権利」を保障すると答弁した。この半月後の3月21日の『解放新聞』で朝鮮人織物組合が登場し、この動きは朝鮮人織物組合を中心とした組織的な活動であったことが明らかになる。

京都西陣朝鮮人織物業者組合では、三・一革命記念日を迎えて、極度に危機に達している現機業状態を打開するため一大蹶起権利闘争を展開しているのだが、去る二月十九日、同組合常務理事白チャン氏をはじめとした業者三十余名は市役所へ行き、新しく就任した高山市長を訪問し、「西陣朝鮮人織物業者六五〇名の危機状態に対し、対策を講求しろ」「不当税金徴収に警察を動員するな」「大企業者の脱税を積極調査して、私達、小企業者に対して減税しろ」「水道電気税を支払えず、株式の配給も受けられない業者を救護しろ」等の要求条件を提出し、強硬な交渉を展開した結果、高山市長は大要次のように言約したという。

みなさんの切実な要求条件について、当然のことだと考えます。したがって、みなさんの要求条件を尊重し、実地調査をして善処しようと思えます。また、みなさんも詳細に調査し協力をしてくれることを望みます²⁷⁾。

上記の『解放新聞』より、1950年2月18日か19日、京都市長へ就任し

26) 『解放新聞』1950年3月4日付 「朝鮮人に十分な市民待遇 西陣織物復興に努力 高山新京都市長 西陣織物業者に言約」, 筆者訳.

27) 『解放新聞』1950年3月21日付 「業者救済と不当弾圧反対 西陣織物業者京都市長に要求」, 筆者訳.

たばかりの高山義三に、朝鮮人織物組合が中心となって直接交渉をしたことが伺える。交渉の内容は朝鮮人織物業者の窮状を訴えるとともに、救済措置として朝鮮人業者の危機状態への救済措置を講じるように要請するものであった。

また組合は「不当税金徴収に警察を動員するな」や「大企業者の脱税を積極調査して、私達、小企業者に対して減税しろ」、「水道電気税を支払えず、株式の配給も受けられない業者を救護しろ」など非常に具体的な要求を高山義三に突き付けた。これら朝鮮人織物組合の要求を受け、京都市長の高山義三もやや抽象的な返答であるが、協力的に対応すると約束している。前年には朝連が解散し、朝鮮人の日本での生活を保障する組織が消滅してしまうという窮状の中で、朝鮮人西陣織物組合が行政との協調関係を構築しようとしていた。先述の通り、同年12月には朝鮮人織物組合は節約活動を通じて京都府との協調関係を模索していた²⁸⁾。これら京都市や京都府など地方行政との協調関係を模索する活動も、西陣織産業界において朝鮮人織物組合が朝鮮人のために行った活動であると考えられる。

4. 「労働基準法」の徹底を図る組合と、その実態

日本国憲法をもとに1947年、労働基準を定める「労働基準法」が制定された。西陣織産業界では中小企業が多数であり、そうした企業の経営基盤は相対的に脆弱で、労働基準法をそのまま適用した場合、経営自体が脅かされると危惧された。また西陣織産業で就労する労働者側にも長い歴史的習慣などから、この法律に順応するのは難しいという声も存在したという(西陣織物工業組合, 1972: 98)。しかし、それでも西陣織産業の労働条件が劣悪であつてよいわけではなく、「西陣は西陣なりに労働

28) 『京都新聞』1950年12月14日付「ムダ排し電力不足乗切り 上京 朝鮮人西陣織物協組が率先起つ」。

条件を整備して、基準法に精神にそってこれを推進していこう」という動きが起こった。1953年3月には関連団体が集まって、『西陣機業労働基準法推進本部委員会』を結成した(西陣織物工業組合, 1972: 98-99)。

このように1950年代、徐々にではあるが西陣織産業でも労働者の労働環境の改善を目指して、労働基準法の遵守を徹底するような雰囲気になっていたと考えられる。新聞上でも、1950年代から西陣織産業における労働環境の問題が頻繁に取り上げられるようになっていた。この当時の新聞紙面上に見られる、朝鮮人の同業者組合の労働問題対策について見ていこう。まず以下が1950年7月12日の『京都新聞』記事である。

一時は解雇手当や休業手当、賃金未拂いを踏み倒し労基法違反などお茶の子さいさいの西陣機業特に朝鮮人経営のピロード業界であつたが、最近メキメキと遵法精神に立還り法に立脚した新しい西陣機業をたて直そうとする息吹きが現われて京都労基局を感心させている、その第一の現れは二十五年度の適用事業報告がすでに朝鮮織物工業第二組合(理事長金日秀氏)²⁹⁾ から百五十六事業所、同第二組合(理事長金済洪氏) から二百三十六事業所が提出され去年の無提出からみると隔世の感、また労基局が違反摘発のとき悩まされた行方不明事業主をその後組合の力で大阪、神戸、名古屋と歩き当時五十余人が判らなかつたのが現在では十四人に減少した、このため上監督署が業界に支拂いを命じ約四百万円の未拂金は現在三百七十一万四千円までが片付きこの見事な改善ぶりは組合幹部が捨身的な努力をしてくれたからだと言ふと労基局では喜んでゐる。

第二組合談=業界は今度の事件で初めて労基法を知つたようなわけでの普及に各地域、班別にジャンジャン説明会などをやつているので効果が現れてきたのだと思ふ³⁰⁾。

29) 金日秀氏は朝鮮人西陣織物組合の理事であり、この新聞記事は誤記である。翌日の7月13日 「訂正」という見出しで訂正記事が出される(『京都新聞』1950年7月13日 「訂正」)。

30) 『京都新聞』1950年7月12日付 「いまこそ法を理解 西陣機業の一角に新しい息吹き」。

この記事より、1949年以前は西陣織産業界では朝鮮人経営者による労働基準法が守られていない状態があったことが分かる。一時は解雇手当や労働手当、賃金の未払いなどが日常的であり、労働者の労働環境は守られていない状況であった。その原因として、朝鮮人経営者が持つ労働基準法そのものへの認識が弱かったということが、後半部分で朝鮮人織物組合理事長の金日秀氏により語られている。しかし直後より、朝鮮人織物組合と第二組合は各地域で説明会を行い、朝鮮人の経営者へ労働基準法の知識普及活動を行った。結果、一年後には労働基準局による労働基準法違反摘発は大幅に減少し、労働基準法の適用事業報告も適正に出されるようになった。労働基準局も朝鮮人織物組合と第二組合の幹部の働きぶりを評価しているという内容である³¹⁾。

また先述した1953年3月結成の『西陣機業労働基準法推進本部委員会』に、朝鮮人織物組合と第二組合も参加した。西陣機業労働基準法推進本部委員会が定めた実施要目は「(1)日曜日は仕事を休みましょう (2)夜の仕事はやめましょう (3)年に一度は必ず健康診断を受けましょう」などであり、現在から見れば至極一般的で普遍的なものであるが、1950年代当時の労働状態から考えれば極めて進歩的なものであったという(西陣織物工業組合, 1972: 98-99)。そしてこの時期、朝鮮人織物組合、第二組合が、朝鮮人の二組合がそろって西陣機業労働基準法推進本部委員会に参加した。先の新聞記事や西陣機業労働基準法推進本部委員会への参加からも、朝鮮人の二組合は労働基準法の普及に積極的に協力しようとした。

だが労働基準法普及の実態は、違うものであった。以下は1955年、『京都新聞』へ寄せられた西陣織産業の労働問題に関する投書である。

31) ちなみに1949年の京都新聞の紙面上では、この労働問題に関連する記事を見つけることができなかった。

私は西陣のある^(マコ)三国人の経営する織物工場の従業員です。この工場には織機台数数十台、従業員も三十数名おりますが、健康保険も、失業保険も何もなく、従業員名簿すら不完全極まるものです。工場の中には、西陣労働基準法推進本部(この中には、朝鮮人織物組合を始め、その他西陣織物に関係ある色々の組合が加盟)発行の、労基法を厳守するよう申し合せた事項の印刷した紙が、はつてあるが、操業時間も景気の良い時は、朝の六時ごろから、夜の九時、十時まで珍しくなく、それこそ、仕事を終えてからねむくてフロへ行く間も惜しいほどです³²⁾。

この投書記事は、朝鮮人経営の工場で就労する労働者が投書を行ったものである。投書から、朝鮮人織物組合が参加する西陣労働基準法推進本部は労働基準法の普及を啓蒙する印刷物を作成し、織機に貼っていたようである。この印刷物のように西陣織産業界あげての労働基準法の普及と厳守に、朝鮮人織物組合はある一定の働きかけを行っていた。しかし、それ以上に当時の労働者の感覚から考えても、実際の工場では長時間労働が強いられ、昼夜関係なしに就労をしなければいけないなど、守るべき労働基準法の厳守は徹底していなかった。記事より、投書した人物が働く工場では従業員名簿も不完全な状態であり、景気のいい生産繁忙期には長時間労働を労働者に強いている様子が想像される。ある意味で、それだけの長時間労働を労働者に課してでも、経営者にとっては経営で得られる利潤が大きかったとも考えることができる。

このように1950年代、労働基準法の遵守普及を推進するにあたり、西陣織産業の朝鮮人の同業者組合がこの産業の経営者に影響を与える力は多少あったかもしれない。だが1955年の新聞記事に掲載された、ある朝鮮人の工場における労働者の一事例から、朝鮮人の同業者組合の活動が末端の労働者の労働環境に与える影響は、未だ限定的であったと考えられる。

32) 『京都新聞』1955年5月6日付「窓 西陣に労基法は有名無実」。

5. 可視化される朝鮮人

1970年代、農学者でありキリスト教の市民運動家の飯沼二郎は、日本社会における在日朝鮮人の状況を捉えて、実際に在日朝鮮人は日本人とは異なる「異民族」として存在するにもかかわらず、日本人にとって在日朝鮮人は「見えない人々」として扱われてきたと主張した(飯沼, 1973: 9)。飯沼が指摘するように西陣織産業でも、在日朝鮮人は「第三人」として看做されることがあっても、日本人にとって「異民族」と認知されることのない「見えない人々」として扱われてきたという点で同様である。しかし1950年代後半、西陣織産業において朝鮮人が目に見える形で登場することになった。ここでは、西陣織産業内で日本人を含めた同業者組合の一本化が進められる過程において、朝鮮人織物組合と相互着尺組合の動きについて論じていく。

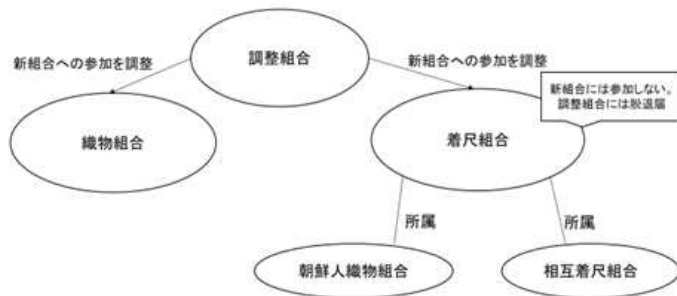
1950年代の半ばから、西陣織産業の同業者組合として、「帯」が代表するのか、それとも「着尺」が代表するのかという対立が存在した。まず「帯」を代表する組合として、「西陣織物同業協同組合」(以下:織物組合)が存在した。これは帯製造業者が中心となって金らん、ネクタイ、ビロードを製造する業者などをまとめ、組合員約550名程度であった。他方、一般的な着物生地を生産する業者の同業者組合「着尺協同組合」(以下:着尺組合)も存在し、この組合は着尺だけの単独組合で組合員約300名であった³³⁾。このように1950年代後半の西陣織産業の状況として、「帯」と「着尺」という二つの同業者組合が対立するという問題が生じていた。

1957年11月25日には、「中小企業団体の組織に関する法律(中小企業団体組織法)」が施行される。この法律は中小企業強化のため、生産者や流通業、サービス業を含めて中小企業全体に商工組合を作らせようとす

33) 『京都新聞』1955年1月13日付「京の伝統産業にメス(一) 西陣の巻① 帯と着尺分つ二協組 表面上は手を握る」。

るものである。商工組合を作るにはいくつかの要件があり、その地域の同業種の過半数が組合員になることが必要とされた。また商工組合は、業種別の場合、原則として都道府県に一つの割合でしか作れないとされた(西陣織物工業組合, 1972: 187)。これらの設立要件をクリアすることで、中小企業団体組織法による商工組合の設立が可能となった。

中小企業団体組織法は、西陣織産業の織物組合と着尺組合をどのように接合するかという問題を提起した。織物組合と着尺組合が解散して工業組合に一本化されれば、経営者は今までのように複数の同業者組合に加入する煩雑さがなくなることが期待された。また西陣織産業界としても、当時の目標とされた「西陣業界の大同団結」も果たすことができるとされた(西陣織物工業組合, 1972: 188)。しかし、西陣織産業の同業者組合一本化への道りは紆余曲折する。西陣織産業における組合一本化の流れを整理したものが〈図2〉から〈図4〉である。



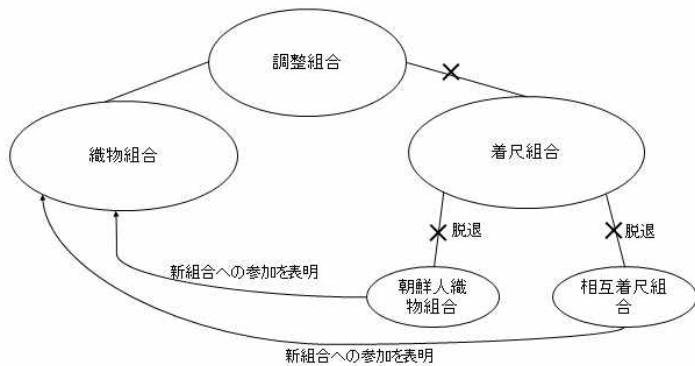
〈図2〉西陣織産業における組合一本化の流れ(その1)

1957年当時、西陣織産業では代表的な組合として織物組合と着尺組合が併存した。〈図2〉のように、この時期の朝鮮人織物組合と相互着尺組合は、着尺組合の傘下に属していた³⁴⁾。この織物組合と着尺組合と

34) 戦前から1949年末まで日本人、朝鮮人問わず、繭、生糸、絹織物などの繊維品統制が続いた。そのため朝鮮人織物組合と第二組合は西陣着尺織物組合

が意見交換をし、組合一本化を調整する組織として、「西陣絹人絹織物調整組合」(以下:調整組合) が作られた。そして織物組合と着尺組合は合併し調整組合に一本化させる計画であった。

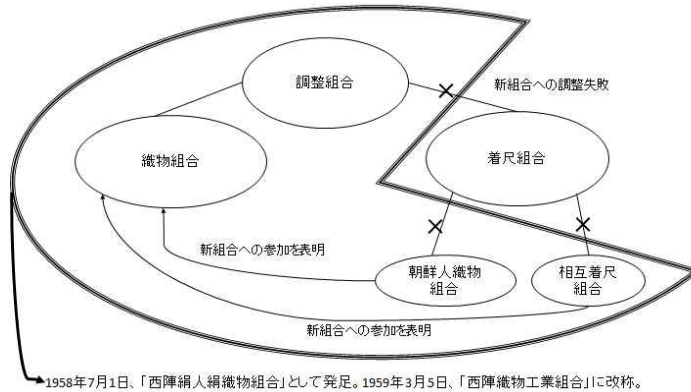
織物組合側は西陣織産業全体において、対外的にも内部の問題対処にしても一つの強力な組織が必要であると考えた。また、一本化によって生まれる新組合が西陣織産業の経営者を代表する団体であると主張した。しかし組合一本化の流れの中で、着尺組合側は調整事業を品種別に行わなければ効果は期待できず、広い業種での工業組合の設立は意味がないと反発した。また、この西陣着尺織物組組合は金融事業や捺糸事業など、織物組合が持っていない事業を行っていた。加えて、織物組合とこの着尺組合とは組合員の企業形態、規模などが異なり同一事業を行えないとし、これらを理由に着尺組合は組合一体化に難色を示し、着尺部門単独の工業組合設立を主張した(西陣織物工業組,1972: 189, 190)。このように西陣織産業の組合の一本化をめぐる、両組合の意見は平行線をたどっていた。



〈図3〉西陣織産業における組合一本化の流れ(その2)

の前身となる組織を通じて原糸の配給を受けていたようである(西陣織物工業組,1972: 529)。しかし西陣織物工業組合の『組合史』では、西陣着尺織物組合について年表で1950年に「西陣着尺織物協同組合設立」とあるのみで詳しく描かれていない。

このように着尺組合が組合一体化の動きに難色を示す中、傘下にあった朝鮮人織物組合と相互着尺組合は西陣織産業の組合が一本化することを望んで、あえて着尺組合の方針に反対の意志を示した。そして〈図3〉のように、着尺組合に脱退届を提出し、織物組合に新組合への参加を表明した(西陣織物工業組,1972: 191)。



〈図4〉西陣織産業における組合一体化の流れ(その3)

その結果、西陣着尺織物協同組合を除いて、織物組合や朝鮮人織物組合、相互着尺組合が調整組合へ合流し、1958年7月1日 「西陣絹人絹織物組合」として新組合が発足し(西陣織物工業組,1972: 536-539)、1959年には「西陣織物工業組合」と改称した³⁵⁾。また朝鮮人織物組合と相互着尺組合は一連の動きが評価され、西陣織物工業組合に役員の席を得ることができた(西陣織物工業組,1972: 191)。このように1957年の組合一体化の問題が浮上する局面で、西陣織産業界に朝鮮人の二組合(朝鮮人織物組合、相互着尺組合)は西陣織産業界の動向を察知するとともに、西陣織産業界の前途を大きく左右するほどのキャスティングボードを持って

35) 『京都新聞』1959年2月27日付「西陣絹人絹織組が名称変更」。

いたと考えることができる。

ここまでは、1950年代後半の西陣織産業内の同業者組合一本化の過程で、朝鮮人織物組合と相互着尺組合がとった動きを見てきた。現在から考えた場合、筆者は1957年のこの時期、朝鮮人の同業者組合として朝鮮人織物組合と相互着尺組合が西陣織産業界で一定の地位を築くことに成功したと評価できると考える。その理由としては、西陣織産業においては、長年朝鮮人の存在が「見えない人々」として扱われてきた。そうした歴史の中で、特に朝鮮人織物組合の場合、『西陣年鑑』や『組合史』中で、「朝鮮人」の名を冠する組合が明記された。このように西陣織産業の公的資料の中で朝鮮人の存在が可視化されることになったという点で、大きな意味があったのではないだろうか。

だが一般の朝鮮人の側から組合再編期の朝鮮人の同業者組合を見た場合、どのように評価されたのであろうか。在日朝鮮人の朝鮮民主主義人民共和国への帰国事業が開始する1959年に発行された、『朝鮮問題研究』の「京都市西陣、柏野地区朝鮮人集団居住地域の生活実態調査班」の報告書で、以下のように朝鮮人織物組合について触れられている。

過去の朝鮮人織物組合の存在も今はなく、殆ど織元の組合の支配をうけている。しかもこの織物組合は資本の集中と独占化の方向をたどり、この組合を足場に機業統制、生産統制の形で併合集中化をはかり組合員より分担金(月二〇〇円)をとっては古い織機を買上げ、新しい機械の販売禁止という手段で織機登録制度を設けて織機統制を行っている。そのために賃業者はその属する織元によって支配されていて、今後の発展の道はとざされているのが現状で、今後とも賃業者の織工への転落が予見される(朝鮮問題研究所生活実態調査班, 1959: 38-39)。

このように過去には朝鮮人経営者を代表する組合であった朝鮮人織物組合も、1959年当時に組合の持つ力は衰え、織機を持つ製造業者である織元の組合の支配を受けているという評価が、この調査の中で下されて

いる。また織元と朝鮮人織物組合を通して、生産統制、織機統制が行われていることも指摘されている。続いて西陣織産業の将来の発展も難しいということも予見されており、賃織などの経営者であっても、労働者へと転落してしまうことが危惧された。

いずれにしても、1950年には朝鮮人の織物業者のために京都市長にまで陳情した朝鮮人織物組合であったが、1950年代後半以降は西陣織産業の他組合や他業者との支配関係を受けて、かつてのような朝鮮人のための動きを取れなくなっていたのではないだろうか。また、この時期の相互着尺組合の具体的な活動は、一般の地方新聞『京都新聞』や民族系新聞『解放新聞』『朝鮮民報』、居留民団系新聞『民団新聞』の紙面上では見られなかった。

V. 終章

本稿では西陣織産業における1945年から1959年の在日朝鮮人の同業者組合について見てきた。朝鮮人織物組合の定款や、また個人の記憶や記録などによるものであるが、西陣織産業内において原料である生糸の配給権獲得や朝鮮人同士の相互扶助を目的に、1945年直後から朝鮮人連盟を中心に朝鮮人の組合設立の機運が高まり、1946年に朝鮮人西陣織物工業協同組合(朝鮮人織物組合)が結成されたと考えられる。

新聞の広告から、1947年に朝鮮人第二西陣織物工業協同組合(第二組合)が設立されたことを確認した。この第二組合がどのような経緯で誕生し、朝鮮人織物組合がどのような違いがあるのかは、未だ明確に分かっていないが、1953年から1957年の間に朝鮮人織物組合に統合されていたと考えられる。1950年の朝鮮戦争勃発後、朝鮮人織物組合内で思想的な対立が激化する。ここで朝鮮人織物組合のやり方に批判的な朝鮮人業者が脱退し、彼らを中心に1950年代に相互着尺織物協同組合(相互着尺組合)を結成したことが、個人の記録から分かる。

『京都新聞』上で確認できる朝鮮人織物組合の活動として、日本国内の自然災害被害への義援金集めや業界でのエネルギー節約運動の取り組み、労働基準法の普及など、朝鮮人織物組合を筆頭に、朝鮮人の組合は日本社会に対して比較的協力的であった。日本人社会への協力姿勢を通じて、業界内での朝鮮人の地位向上を目指したのではないだろうか。また1949年9月GHQの団体等規制令により朝鮮人連盟は解散命令を受け、朝鮮人の日本での生活を保障する組織が消滅する。こうした苦しい状況下、京都市長の高山義三に朝鮮人織物組合が中心となって直接交渉をし、京都市との協調的関係を構築しようとした。これら活動は、朝連に代わって朝鮮人の同業者組合が、京都の朝鮮人の生活を保障するために行った動きであったと評価することができるだろう。

1950年代後半から西陣織産業の総合的組合を作る動き、組合を一本化しようという流れの中で、朝鮮人織物組合や相互着尺組合は、またしても日本人の組合に対して協力的であった。こうした協力姿勢のおかげで朝鮮人の二組合は、業界での上部組合であった「西陣織物工業組合」の中での地位を確固としたものにすることができたと考えることができる。しかし帰国事業が近づく1959年には、朝鮮人織物組合は朝鮮人独自の活動を取れていないと朝鮮問題研究所に評価されるなど、同業者組合のもつ力は弱くなっていったと考えられる。

このように本稿では、朝鮮人織物組合を始めとした西陣織産業の朝鮮人の同業者組合の考察を行った。1945年から1959年までの15年という期間の間であるが、西陣織産業で在日朝鮮人の同業者組合がどのように結成したのか、それらがどのような活動をしてきたのか論じてきた。先行研究では韓載香が、西陣織などの京都の繊維産業における民族団体の果たした役割について、「結果的には、親睦維持の機能が中心となり、在日企業、在日蚕業の発展のためにコミュニティの経済力を集約する動きは認められなかった」と論じている(韓載香, 2010: 102)。

しかしながら西陣織産業における朝鮮人の同業者組合をみた場合、朝

鮮人に対する日常的な偏見が存在する中でいかに朝鮮人の地位を業界内で向上させるかなどの活動が見られた。朝鮮人連盟が解散を命じられる中で、京都の朝鮮人の生活を保障するよう京都市長に直談判するような力強い動きも存在したのは事実である。このように1945年から1959年までの期間で朝鮮人の同業者組合を見ると、同業者組合は決して韓載香が指摘するような「親睦維持の機能が中心」に留まるだけでなく、同業者組合が中心となり西陣織産業内での朝鮮人のための活動が非常に活発に行われていたことを確認した。

本稿で西陣織産業における朝鮮人の同業者組合を見る中で、新たな課題も見えてきた。例えば朝鮮人織物組合結成の経緯に関して、聞き取り調査より原糸の供給を合法的に受けるためといわれてきた。しかし敗戦直後、生糸の供給にどのような統制が行われていたのか未だはつきりとせず、組合の結成の理由もはつきりと分かっていない。また1960年以降、西陣織産業で朝鮮人の同業者組合がどのように活動を行うのか、日本人の同業者組合とどのような関係を築いていったのかなど、不明な点が多い。また本稿は朝鮮人経営者の立場から同業者組合を論じたものであり、今後これらの組織を労働者の立場から再考する余地がある。これらは今後の筆者の課題となるだろう。

参考文献

単行本

鄭榮桓(2013), 『朝鮮独立への隘路 在日朝鮮人の解放五年史』, 東京: 法政大学出版局.

C3(1987), 『時代の先駆者 C1氏の歩み』, 大阪: 大阪学院大学卒業論文.
韓載香(2010), 『「在日企業」の産業経済史 その社会的基盤とダイナミズム』, 名古屋: 名古屋大学出版会.

飯沼二郎(1973), 『見えない人々 在日朝鮮人』, 東京: 日本基督教団出版局.

- 河明生(1996),『韓人日本移民社会経済史 戦前編』,東京: 明石書店.
- 金太基(1997),『戦後日本と在日朝鮮人問題 -SCAPの对在日朝鮮人政策 1945~ 1952年-』,東京: 勁草書房.
- 金泰成(2014),『同志社とコリアとの交流 -戦前を中心に-』,京都: 同朋社.
- 京都府商工課(1947),「商工協同組合設立認可に就て」簿冊名,『商工組合』9の2(簿冊番号(昭22-0015-010)),京都: 京都府商工課.
- 京都市伝統産業活性化検討委員会(2005),『伝統産業の未来を切り拓くために -京都市伝統産業活性化委員会提言』,京都: 京都市産業観光局商工課伝統産業課.
- 京都市社会課(1937),『市内在住朝鮮出身者に関する調査』,第41号,京都: 京都市社会課(朴慶植編(1976)『在日朝鮮人関係資料集成』第3巻,東京: 三一書房 所収).
- 李洙任(2012),「京都西陣と朝鮮人移民」,「京都の伝統産業に携わった朝鮮人移民の労働観」,李洙任編『在日コリアンの経済活動 -移住労働者、起業家の過去・現在・未来』,東京: 不二出版, pp. 36-60, 61-80.
- 内閣統計局(1923),『大正九年 国勢調査報告 府縣の部 第二巻 京都府』,東京: 内閣府統計局.
- 西陣織物工業組合(1959~2013),『西陣年鑑』,京都: 西陣織物工業組合.
- 西陣織物工業組合(1972),『組合史 -西陣織物工業組合二十年の歩み(昭和二十六年~昭和四十六年)』,京都: 西陣織物工業組合.
- O3(1998),「西陣織物と在日韓国・朝鮮人」,同志社大学文学部社会学科編『西陣着物産業と着物文化』,京都: 同志社大学文学部社会学科, pp.3-35.
- 成大盛(2008),「植民地支配の根性はまた抜けていません 玄順任」,小熊英二・姜尚中編『在日一世の記憶』,東京: 集英社, pp.389-403.
- 高野昭雄(2009),『近代都市の形成と在日朝鮮人』,京都: 人文書院.
- 高山義三(1971),『わが八十年の回顧』,京都: 若人の勇気をたたえる会.

學術論文

- 水野直樹 「第三国人」の起源と流布についての考察, 在日朝鮮人運動史研究会, 『在日朝鮮人史研究』No.30, 東京: 緑陰書房, pp. 5-26.
- 高野昭雄(2012), 「京都の伝統産業、西陣織に従事した朝鮮人労働者(1)」, ころあんコミュニティ研究会編 『コリアンコミュニティ研究』 vol.3, 大阪: 東信堂, pp. 72-79.
- 高野昭雄(2014) 「京都の伝統産業、西陣織に従事した朝鮮人労働者(3)」, ころあんコミュニティ研究会編 『コリアンコミュニティ研究』 vol.5, 大阪: 東信堂, pp. 83-91.

新聞

- 『解放新聞』(東京: 解放新聞社)
- 『解放新聞』 1947年2月25日付 「三一革命記念萬歳! 朝鮮解放萬歳!」.
- 『解放新聞』 1947年3月25日付 「朝鮮人日本人 土木業者=告」.
- 『解放新聞』 1948年5月25日付 「高級皮革カバン 東京朝鮮皮革加工工業協同組合」.
- 『解放新聞』 1948年12月9日付12日 「京都朝鮮人菓子商工協同組合」.
- 『解放新聞』 1950年3月4日付 「朝鮮人に充分な市民待遇 西陣織物復興に努力 高山新京都市長 西陣織物業者に言約」.
- 『解放新聞』 1950年3月21日付 「業者救済と不当弾圧反対 西陣織物業者 京都市長に要求」.
- 『京都新聞』(京都: 京都新聞社)
- 『京都新聞』 1947年1月9日付 「朝鮮人 引揚者が殆ど 震災地に義金続く」.
- 『京都新聞』 1947年8月13日付 「西陣賃織業の立場」.
- 『京都新聞』 1947年8月17日付 「第三国人(マコ)に謝罪す」.

- 『京都新聞』1947年9月17日付「トッポ一万圓」.
- 『京都新聞』1947年10月20日付「朝鮮人第二西陣織物工業協同組合創立総会開催」.
- 『京都新聞』1950年7月12日付「いまこそ法を理解 西陣機業の一角に新しい息吹き」.
- 『京都新聞』1950年12月14日付「ムダ排し電力不足乗切り 上京 朝鮮人西陣織物協組が率先起つ」.
- 『京都新聞』1952年11月17日付「^(ママ)三国人操業に脅威 西陣着尺業界 値崩れて施策を陳情」.
- 『京都新聞』1955年1月13日付「京の伝統産業にメス(一) 西陣の巻① 帯と着尺分つ二協組 表面上は手を握る」.
- 『京都新聞』1955年5月6日付「窓 西陣に労基法は有名無実」.
- 『京都新聞』1959年2月27日付「西陣絹人絹織組が名称変更」.
- 『大阪朝日新聞本社版』(大阪: 大阪朝日新聞社)
- 『大阪朝日新聞本社版』1917年6月5日付「流れ込む朝鮮労働者 内地工業界の新しい現象 朝鮮女は以ての他の好評」.
- 『大阪朝日新聞京都附録』(大阪: 大阪朝日新聞社京都支局)
- 『大阪朝日新聞京都附録』1908年8月6日付「清韓留学生と成績」.
- 『大阪朝日新聞京都附録』1910年9月1日付「京都在住の朝鮮人」.
- 『大阪朝日新聞京都附録』1922年4年3月付「三千の鮮人労働者 失業から悪化 警察側では重大視」.

〈Abstrat〉

The study of Zainichi Korean owners'
unions in Nishijinori industry
- A case study from 1945 to 1959 -

Yasuda, Masashi

This study stated the Zainichi Korean owners' unions from 1945 to 1959 in Nishijinori industry. It was found that Korean owners' union (朝鮮人織物組) was established for the acquisition of raw materials' supply and mutual aid within Korean owners through the article of incorporation, personal records and memories.

We also found that the 2nd Korean owners union(第二組合) was established in 1947 through the newspaper's advertisement. The actual reason for establishing the 2nd union is still unclear, but it was later found to be integrated into Korean owners' union from 1953 to 1957.

The confrontation between communist and anti-communist Koreans occurred and further intensified in the Korean owners' union after the Korean war in 1950. Through studying personal records, this study also discussed how the anti-communist Koreans had withdrawn themselves from the Koreans union and later established the Sogo-Kijaku-union(相互着尺組合).

The Korean owners' union was relatively cooperative to the Japanese society through collection of donation money while natural disasters

occurred in Japan, and the spread of energy saving movements and Labor Standards Act (労働基準法) in Nishijinori industry through the newspaper articles. It seemed that Koreans were trying to improve their status in Nisijin through various cooperation activities in the Japanese society.

Chosenjin renmei (朝鮮人連盟: Koreans federation in Japan) had extinct because of the dissolution order of GHQ in 1949. Koreans owners' union tried to negotiate with Kyoto city's mayor and take the leading role and build a cooperative relation with Kyoto city in such difficult situations. That movement could be evaluated as an intentional approach from the Korean owners' unions towards ensuring their livelihood in Kyoto instead of Chosenjin renmei.

Koreans owners' union and Sogo-Kijaku-union had been cooperative to Japanese unions when the owners unions was integrated into one comprehensive union in Nishijinori industry in the late 1950s. Thanks to the cooperative attitudes of that two unions, for which they were able to attain the exclusive position of the upper comprehensive union Nishijin Textile industrial Association (西陣織物工業組合) and reflect their stronger influences. However, Koreans owners' union had lost their influences gradually and were not able to act for Koreans at the end of 1950s.

Key words: Imjin War, Military Cooperation, Chinese Empire, East Asia, Southeast Asia

논문접수일: 2019년 4월 30일, 심사완료일: 2019년 6월 10일, 게재확정일: 2019년 6월 19일

